

事業計画書

団体概要

- 1 コミュニティ茨曽根（以下「協議会」という。）は、茨曽根地区民が関係する機関、団体の役員等をもって組織され、その運営についても民主的に行うものとする。
- 2 協議会は、事務所を茨曽根地域生活センター内に置く。
- 3 協議会は、茨曽根地区民の自治意識の高揚を図り、コミュニティ活動を通じて、思いやりの心を育て、連帯感をもった住みよい環境づくりと、住民が安心して暮らせる明るく元気な特色ある地域社会づくりを推進する事を目的とする。
- 4 目的達成のため、次の活動を行う。
 - (1) 地域生活センターの維持管理及び運営に関する事。
 - (2) コミュニティ活動の推進に関する事。
 - (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 5 役員構成は、別紙「役員名簿」のとおりとし、役員の任期はコミ協会則に従う。
- 6 協議会に係る経費のうち、地域生活センターの事業及び運営に係る経費については、新潟市からの指定管理料、施設の利用料金及びその他の収入をもって充てる。

基本方針

- 1 茨曽根地区の連帯感と住民の健康増進に努め、コミュニティ活動の発展・振興を図る。
- 2 地域生活センターの利用者が、施設を等しく利用できるように努める。
- 3 事業計画に沿って施設を適正に管理し、地域との交流促進を図る。

事業計画

【施設管理全般】

1. 予算の適正な執行

- ・収支計画書に基づき計画的に執行する。

2. 個人情報の取扱い

- ・個人情報保護に関する法令・例規等を遵守する。
- ・個人情報の保護の重要性を認識し、取扱いに付いては細心の注意を払うよう業務従事者に徹底する。
- ・個人情報を含む書類は、シュレッダーにより裁断してから破棄するものとする。
- ・個人情報を含んだデータ等の取り扱いについては、適切な管理に努める。

【管理業務】

1 日常業務

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ・地域生活センターの施設の保守管理
- ・施設、設備の修繕
- ・施設で保有している備品等の維持管理
- ・清掃、警備、防災に関すること

(2) 利用の受付及び利用の許可に関する業務

- ・利用（予約を含む）受付及び利用許可書の発行
- ・来館者の確認、利用人数の記録
- ・利用日誌の作成
- ・日々の利用内容の整備

- ・利用者への適正利用の指導
- (3) 利用料金の受領に関する業務
- (4) その他

2 月間業務

- ・1ヶ月ごとの予算執行状況、利用許可及び利用状況等を取りまとめ、南区地域課へ報告を行う。
- ・屋内外の安全点検を定期的に実施し、施設に不備等がある場合は、南区地域課へ報告を行う。

3 年間業務

- ・年度終了後、速やかに収支決算書・事業報告書を作成し、南区地域課へ報告するとともに、指定管理料の過不足が生じた場合は適正に精算を行う。
- ・定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。
- ・施設の管理運営会議を開催し、より良い管理運営体制の構築を図る。
- ・問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。
- ・休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。
- ・その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務を行う。

4 人員体制

協議会が職員を雇用し、管理運営を行う。(常勤1名、臨時1名)

勤務時間 午前9時～午後5時15分

5 事故防止や発生時の対応

- ・施設内における定期的な巡回などにより事故防止に努めるとともに、万が一、事故が発生した場合は、所定の連絡網により、速やかに責任者への報告・伝達を行う。
- また、事故の大小にかかわらず、南区地域課への報告を行う。

6 要望や苦情に対する対応

- ・利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ南区地域課へ報告する。

7 緊急時対策

- ・災害発生時には、地域生活センターが新潟市の避難所に指定されることを十分に理解するとともに、市と協力して避難住民への対応に当たる。
- ・年2回、避難訓練等を実施する。

8 管理経費削減の取り組み

- ・光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、節水や、必要の無い箇所の電灯は消灯するなど無駄なエネルギー消費を抑え管理的経費の削減に努める。
- ・施設における冷暖房の設定温度は、新潟市の運用基準を尊重する。

【自主事業等】

1 自主事業計画

- ・地域生活センターをPRし、利用者の拡大をはかるため自主事業を実施する。

2 施設設置の目的、本市コミュニティ施策や事業に対する理解

- ・公共施設であることを十分に認識し、市長への手紙・区長への手紙を常設する。
- ・市政情報の提供などに努める。

3 サービス向上に向けた取り組み

- ・利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。
- ・外部研修を取り入れるなど、施設管理面におけるスキルアップを目指す。
- ・地域生活センターの利用者拡大を図るため、広報誌などを活用したPR活動に積極的に取り組む。

【料金（利用料金制、料金設定の方針）】

利用料金の設定方法

- 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例で定める額の範囲内で下記のとおりの金額を市長の承認を得て設定する。

施設	部屋名	1時間あたりの利用料金	条例上の1時間あたりの上限金額
茨曽根 地域生活セ ンター	1階和室	100円	300円
	調理実習室	100円	450円
	2階和室	50円	200円
	会議室	50円	200円
	講堂	100円	300円